

議案第101号

法令の改正に伴う関係条例の規定の整備に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、法令の改正に伴い、関係条例の規定の整備を行う必要があるによる。

法令の改正に伴う関係条例の規定の整備に関する条例

(福岡市屋台基本条例の一部改正)

第1条 福岡市屋台基本条例（平成25年福岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第10号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改める。

(福岡市道路占用料徴収条例の一部改正)

第2条 福岡市道路占用料徴収条例（昭和28年福岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第4条」を「第4条第1項」に改める。

(福岡市建築関係手数料条例の一部改正)

第3条 福岡市建築関係手数料条例（平成12年福岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に改める。

別表第10 4の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同表5の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に、「第30条第1項」を「第35条第1項」に、「第29条第2項各号」を「第34条第2項各号」に、「第29条第3項に」を「第34条第3項に」に改め、同表6の項中「第36条

第1項」を「第41条第1項」に、「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、同表備考第1項中「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定 公布の日
- (2) 第3条の規定 令和3年4月1日
- (3) 第1条の規定 令和3年6月1日